

吉川市の財政健全化比率と資金不足比率について

1	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	・・・1
	(1) 経過と概要	
	(2) 健全化判断比率とその対象範囲	・・・2
	(3) 早期健全化基準と財政健全化計画の策定義務等	・・・3
2	吉川市の健全化判断比率及び資金不足比率	・・・4
	(1) 健全化判断比率	
	(2) 資金不足比率	
	(3) 健全化指標による吉川市の財政状況	
3	比率の算定内訳	・・・5
	A 健全化判断比率	
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	・・・6
	(3) 実質公債費比率	・・・7
	(4) 将来負担比率	・・・8
	B 資金不足比率	・・・9

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(1) 経過と概要

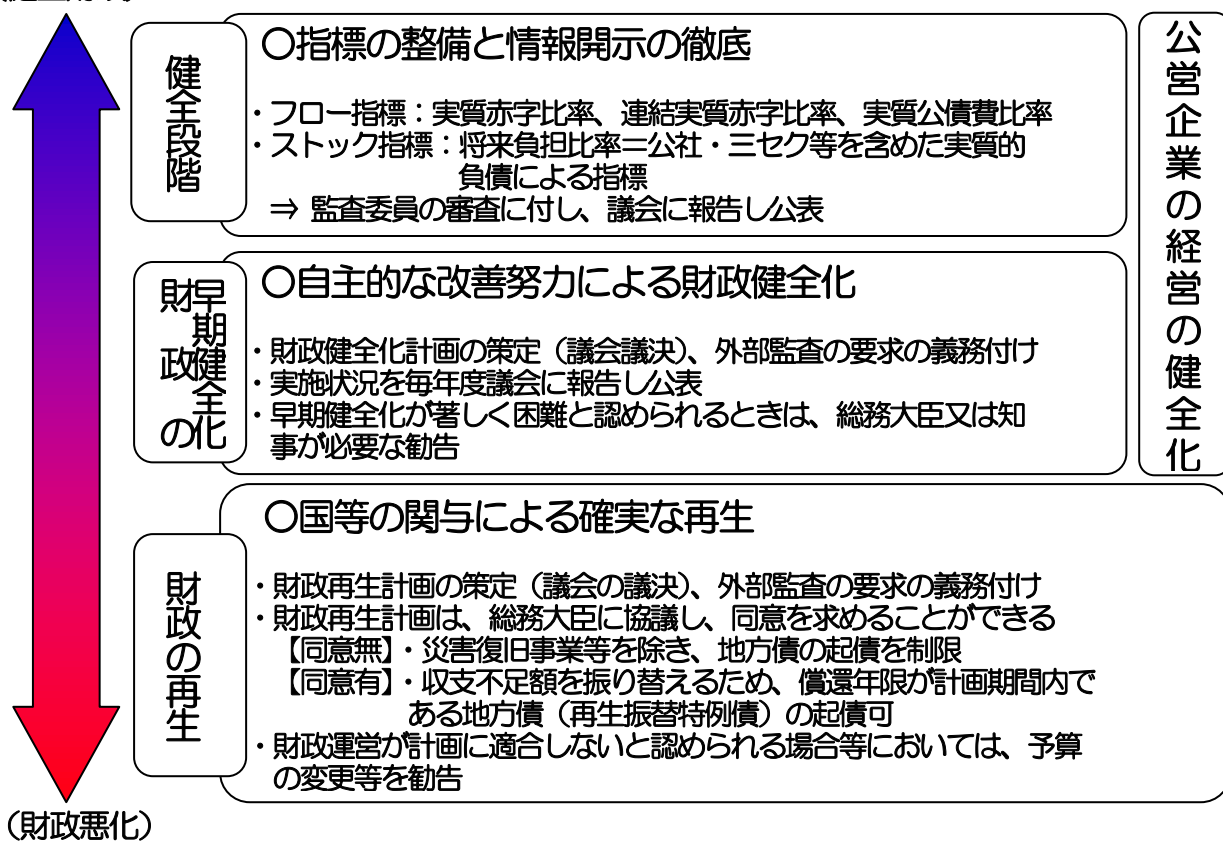
平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という）が成立しました。これまでの地方公共団体の財政再建制度については、再建団体の基準しかなく、早期に財政の悪化を是正する機能がありませんでした。また、一般会計を中心とした収支の指標のみを対象とし、将来にわたる負債については反映されていませんでした。

財政健全化法は、これらの課題を踏まえ、新たな財政指標を整備するとともに、情報開示を徹底し、財政の早期健全化を図ることを目的としています。

その結果、地方公共団体は、毎年、財政健全化法に基づく財政指標を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなりました。

また、平成21年度からは、その比率が一定の基準を超えた場合には、財政の早期健全化及び再生を図るための計画の策定などが義務付けられました。

(健全財政)



(2) 健全化判断比率とその対象範囲

財政健全化法は一般会計だけでなく、国民健康保険特別会計などの公営事業会計や水道事業会計などの公営企業会計、さらには吉川・松伏消防組合などの一部事務組合や土地開発公社などの関連機関も含めて市全体としての財政状況を明らかにしようとするものです。

各比率の解説と吉川市における比率の対象範囲は、以下のとおりです。

【実質赤字比率】

市が自由に使い道を決めることができる税などを主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行う一般会計の実質的な赤字を表します。

【連結実質赤字比率】

水道事業会計や下水道事業特別会計など全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての実質的な赤字を表します。

【実質公債費比率】

市が年度を超えて借入れを行った借金を市債と言いますが、この元金と利息の支払いを公債費といいます。

この公債費と消防組合の借金の支払いに対して市が負担する分などの公債費に準ずるものについて、市の財政規模に対する比率を示したものです。

【将来負担比率】

市や市が属する消防組合の借金をはじめ、契約に基づく債務など、市が将来負担すべき額について、市の財政規模に対する比率を示したものです。

【資金不足比率】

水道事業や下水道事業などの公営企業の経営状況を、料金収入に対する資金不足（赤字）の規模で示したものです。

吉川市の健全化判断比率及び資金不足比率の範囲

会計区分		会計等名称	健全化判断比率		
一般会計 (普通会計)		一般会計	実質赤字比率		
公営事業会計		国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		老人保健特別会計			
		介護保険特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
	公 営	下水道事業特別会計			
	企 業	農業集落排水事業特別会計			
	会 計	水道事業会計			
一部事務組合 ・広域連合		吉川・松伏消防組合			
		東埼玉資源環境組合			
		埼玉県市町村総合事務組合			
		江戸川水防事務組合			
		埼玉県後期高齢者医療広域連合			
		彩の国さいたま人づくり広域連合			
地方公社		吉川市土地開発公社			資金不足比率

(3) 早期健全化基準と財政健全化計画の策定義務等

市町村は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

公営企業を営営する市町村等は、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

なお、指標の公表の義務付けは平成19年度決算から、財政健全化計画の策定義務付け等は平成20年度決算から適用されます。

【早期健全化基準】

市町村が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき水準。4つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」の策定や外部監査が義務付けられ、総務大臣による必要な勧告等がなされます。

【財政再生基準】

市町村が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国の関与による確実な再生が必要な基準。再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」の策定や外部監査が義務付けられ、総務大臣による予算変更の勧告等がなされます。

【経営健全化基準】

市町村等が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた水準。「経営健全化計画」の策定や外部監査が義務付けられ、総務大臣による必要な勧告等がなされます。

市町村等に係る早期健全化基準等一覧

	早期健全化基準	財政再生基準		経営健全化基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%	資金不足比率※2	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%※1		
実質公債費比率	25%	35%		
将来負担比率※2	350% (政令市は400%)	—		

※1 連結実質赤字比率の財政再生基準には、経過措置が設けられています
(平成20年度・21年度決算 40%、平成22年度決算 35%、平成23年度決算以降 30%)

※2 将来負担比率及び資金不足比率には、財政再生基準はありません

2 吉川市の健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率

	吉川市 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	13.20	20.00
連結実質赤字比率	—	18.20	40.00
実質公債費比率	11.8	25.00	35.00
将来負担比率	76.9	350.00	—

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため、「—」と表記している。

◆ 各比率の推移

	H19	H20	H21	H22
実質赤字比率	—	—		
連結実質赤字比率	—	—		
実質公債費比率	13.7	11.8		
将来負担比率	91.2	76.9		

(2) 資金不足比率

		吉川市 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	下水道事業特別会計	—	20.00
	農業集落排水事業特別会計	—	
	水道事業会計	—	

備考：すべての会計について資金不足額がないため、「—」と表記している。

(3) 健全化指標による吉川市の財政状況

吉川市における平成20年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況はおおむね健全な状態であるといえます。今後ともより安定的で健全な財政運営に努めるとともに、財政状況の悪化については速やかな改善措置が図れるよう各指標の動向を注視し、活用してまいります。

3 比率の算定内訳

A 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (ア)}}{\text{標準財政規模 (イ)}}$$

【一般会計等の実質赤字額】

一般会計等に相当する会計における実質赤字(繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額))の額

【一般会計等】 市町村の一般会計及び特別会計のうち、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲。吉川市については、一般会計と同一。

【繰上充用額】 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

【支払繰延額】 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

【事業繰越額】 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

【標準財政規模】 標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの

【臨時財政対策債】 地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債

分子

(単位：千円)

歳入総額(1)	歳出総額(2)	歳入歳出差引額(3)=(1)-(2)	翌年度に繰り越すべき財源(4)	実質収支額(ア)=(3)-(4) (分子)
18,828,067	17,983,320	844,747	24,967	819,780

※実質収支額がマイナスの場合のみ実質赤字額として計上されます。

分母

(単位：千円)

標準税収入額等(市税や譲与税等) (6)	普通交付税 (7)	臨時財政対策債発行可能額 (8)	標準財政規模(イ)=(6)+(7)+(8) (分母)
9,354,553	1,004,393	516,297	10,875,243

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (ア+イ) - (ウ+エ)}}{\text{標準財政規模}}$$

【連結実質赤字額】

アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額

【ア】一般会計及び公営企業（水道事業、下水道事業など）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

【イ】公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の不足額の合計額

【ウ】一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の黒字の合計額

【エ】公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

会計名		実質収支額・資金収支額	実質赤字額・不足額	実質黒字額・剰余額
一般会計 (普通会計)	一般会計	819,780	0	819,780
公営事業会計	国民健康保険特別会計	426,945	0	426,945
	老人保健特別会計	57,693	0	57,693
	介護保険特別会計	113,719	0	113,719
	後期高齢者医療特別会計	10,315	0	10,315
公営企業会計	下水道事業特別会計	19,407	0	19,407
	農業集落排水事業特別会計	4,331	0	4,331
	水道事業会計	1,689,050	0	1,689,050
合計(分子)		3,141,240	0	3,141,240
標準財政規模(分母%)		10,875,243		
連結実質赤字額(%)		▲28.88		

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 (ア)} + \text{準元利償還金 (イ)})}{(\text{特定財源(ウ)} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(エ))}$$

(3カ年平均) $\frac{\text{標準財政規模(オ)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(エ))}{\text{標準財政規模(オ)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(エ))}$

【準元利償還金】

地方債の元利償還金に準ずる下記①～⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 当該団体が加入する組合等への負担金・補助金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

【特定財源】 地方債の元利償還金等の財源に充当した特定の歳入(公営住宅使用料・都市計画税等)

【元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額】

地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

(単位：千円)

	H20年度	H19年度	H18年度
ア 地方債の元利償還金	1,379,607	1,779,494	1,781,507
イ 準元利償還金	542,103	730,429	824,952
ウ 特定財源	0	0	0
エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,133,170	1,264,662	1,211,910
合計(分子) ア+イ+ウ+エ	788,540	1,245,261	1,394,549
オ 標準財政規模	10,875,243	10,909,258	10,871,771
合計(分母) オ-エ	9,742,073	9,644,596	9,659,861
カ 実質公債費比率(%) (単年度)	8.09	13.12	14.44
キ 実質公債費比率(%) (3カ年の平均)	11.8		

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

【将来負担額】

下記①～⑧までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
- ⑤ 全職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 市が設立した一定の法人の負債の額のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【充当可能基金額】

地方債の償還額等に充当可能とされる基金

【特定財源見込額】

地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の見込額（公営住宅使用料・都市計画税等）

【地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額】

地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(単位：千円)

		算定値	内容
ア 将来負担額	①	11,261,863	
	②	2,298,784	
	③	4,276,972	下水道事業特別会計等
	④	831,362	東埼玉資源環境組合等
	⑤	2,484,380	
	⑥	834	中小企業融資資金の損失補償
	合計	21,154,195	
イ 充当可能基金額		1,597,607	財政調整基金等
ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		12,056,658	
合計（分子）ア－イ－ウ		7,499,930	
エ 標準財政規模の額		10,875,243	
オ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額		1,133,170	
合計（分母）オ－エ		9,742,073	
将来負担比率（%）		76.9	

B 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

公営企業を経営する市町村等（一部事務組合等含む）は、毎年度、連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率（資金不足比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【資金の不足額】

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの

[法適用企業] = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

【事業の規模】

[法適用企業] = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[法非適用企業] = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

【法適用企業】 地方公営企業法を適用して運営している公営企業。吉川市では水道事業。

【法非適用企業】 地方公営企業法を適用しないで運営している公営企業。吉川市では下水道事業、農業集落排水事業。

(単位:千円)

会計名		資金不足額	事業の規模	資金不足比率 (%)	
公営企業会計	法適用	水道事業会計	△1,689,050	1,297,230	—
	法非適用	下水道事業特別会計	△19,407	629,280	—
		農業集落排水事業特別会計	△4,331	4,190	—

資金剰余となったため、資金不足額はマイナス表示とし、また資金不足比率は—表示となっています。

